

土壤汚染対策法第 16 条第 1 項に基づく  
汚染土壤の区域外搬出届出書作成のてびき

令和6年4月

広島市環境局環境保全課

## 1 土壤汚染対策法について

平成15年2月に施行された土壤汚染対策法は、平成29年5月に改正され、平成31年4月に一部を改正する法律が施行されました。

この法律は、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としています。

この法律によって、有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合(第3条)や土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合(第4条)、工場・事業場跡地などで土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合(第5条)には、土地の所有者等(※)が土壤汚染状況調査を行うことになります。

この調査で土壤に含まれている特定有害物質の量(含有量)や土壤から特定有害物質が溶け出す量(溶出量)が基準に適合していないと認められる場合には、広島市がその土地を「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」に指定し、台帳を作成して、その情報を公開します。

指定された「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」から汚染土壤を運搬することにより、汚染土壤の所在が不明になったり、汚染を拡散させたりするおそれがあることから、汚染土壤を運搬する者に対し、運搬に関する基準を遵守するよう届出を義務付けることにより、汚染土壤の適正な運搬の確保を図っています。

※ 「土地の所有者等」とは、土地の所有者、管理者および占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものであり、通常は土地の所有者が該当します。

所有者等に所有者以外の管理者又は占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて土地の掘削等を行うために必要な権原を有するものが所有者ではなく管理者又は占有者である場合です。

## 2 土壤汚染対策法第16条第1項に基づく届出が必要となる行為

土壤汚染対策法第16条第1項に基づく「汚染土壤の区域外搬出届出」とは、要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の汚染土壤を当該区域外に搬出する際、搬出土量、運搬計画、汚染土壤処理業者等について事前に届出を行う手続きです。自動車等による移動や、積替え場所又は保管施設での汚染土壤の積替え又は一時的な保管も運搬に該当します。

また、同一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域間又は形質変更時要届出区域間において、飛び地になっている区域間の移動においても届出及び管理票の交付が必要です。

## 3 届出を行う者及び届出の期限

届出を行う者は、「汚染土壤を要措置区域等外へ搬出しようとする者」です。当該搬出に関する計画の内容を決定する者が該当します。一般的には、開発行為を行う場合は開発事業者が、請負工事の場合は発注者が届出者となります。

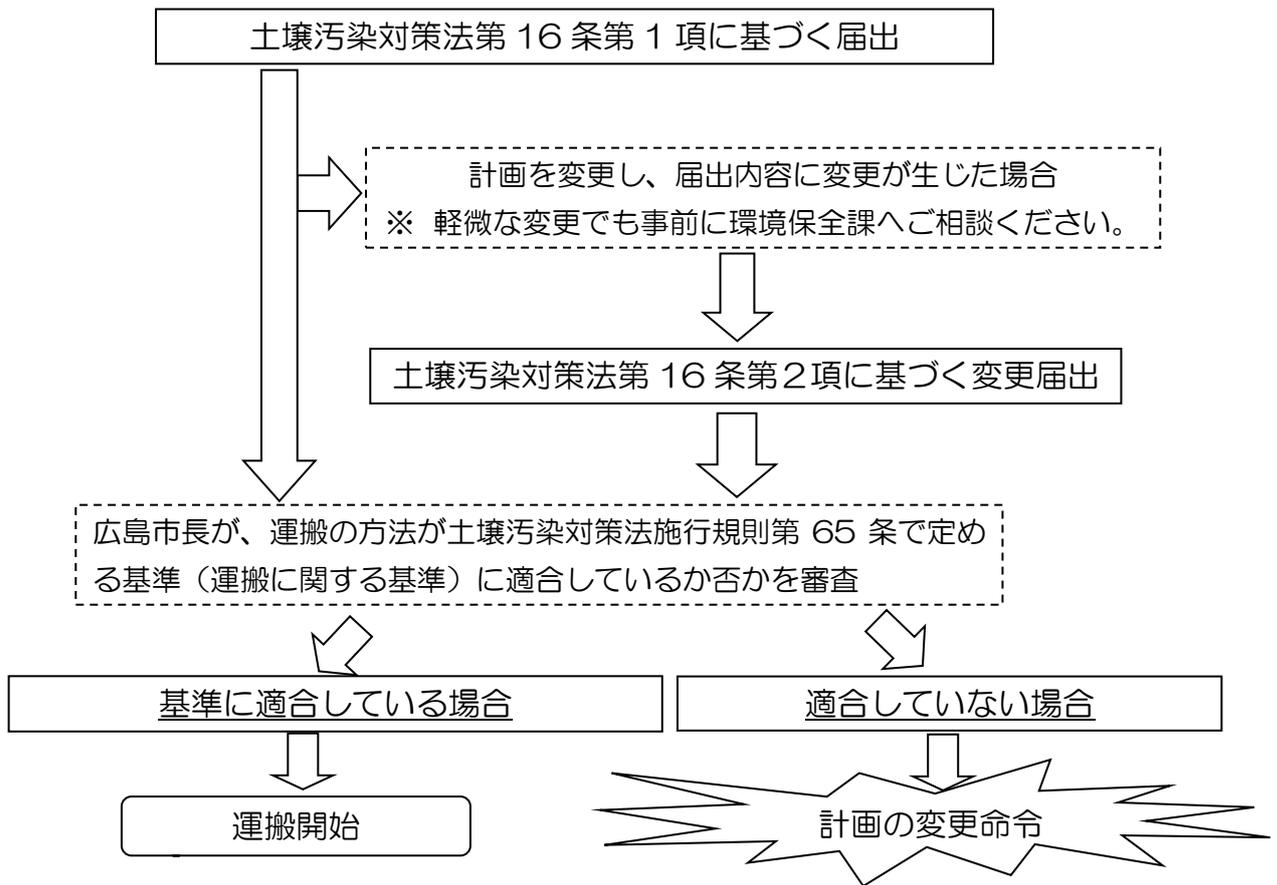
届出書は、汚染土壤を搬出する14日前までの提出が必要です。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤を要措置区域等外へ搬出した場合は、当該汚染土壤を搬出した日から14日以内に届出が必要です。

また、計画が変更となった場合は汚染土壤を搬出する14日前までに変更内容の届出が必要です。

## 4 届出の流れ

届出の流れは、以下のようになります。届出書の内容によって、運搬の方法が運搬に関する基準に違反している又は汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託していないと広島市長が認めるときは、届出を受けた日から 14 日以内に運搬方法等に関する計画の変更を命じる場合があります。



## 5 届出に必要となる書類

届出書は、正副2部提出していただくか、光ディスクにより提出（別途提出書が必要）ください。1部（副本）は届出書に届出済印を押印し、控えとして返却します。相談や届出、光ディスクによる提出を行おうとするときは、事前に環境局環境保全課水質係に連絡をお願いします。

【届出書類】※ 必要に応じて、6～26ページの記載例を参照してください。

- 汚染土壌の区域外搬出届出書（様式第二十六）

様式第様式第二十六（第六十一条第一項関係）は、以下のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankyohozen/13823.html>

もしくは、広島市トップページの検索エンジンから「土壌汚染対策法について」を検索

- 汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面（位置図及び詳細図）
    - ※ 区域の汚染状況を示す根拠資料（過去の調査結果や工事完了報告書、詳細調査結果等）も併せて添付ください。
  - 運搬・処理フロー図
  - 汚染土壌の運搬経路図
  - 緊急時の対応及び体制
  - 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し
  - 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類（図面及び写真）
- ◎ 運搬を委託する場合
- 運搬の委託契約書の写し
- ◎ 汚染土壌を処理する場合
- 汚染土壌処理委託契約書の写し
  - 汚染土壌処理業許可証の写し
- ◎ 積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合
- 積替・保管施設の構造を記した配置図及び構造図
  - 積替・保管施設の設備の写真
- ◎ 汚染土壌の飛び地間移動を行う場合
- 受け入れ区域における汚染土壌の使用場所を明らかにする平面図、詳細図及び断面図
  - 区域台帳の写し

## 6 工事完了・措置完了の報告について

届出を行った工事が完了した場合は工事完了報告書を提出してください。また、必要な措置（掘削除去（地下水測定）、舗装、盛土等）が完了又は変更した場合は、当該措置についての措置完了報告書を提出してください。

記載例

様式第二十六（第六十一条第一項関係）

汚染土壌の区域外搬出届出書

令和〇年 9月 1日

広島市長

届出者  
〇市〇区〇町〇番〇号  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から  
り届け出ます。

土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合し  
ない物質の種類と濃度を記載してください。

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	鉛及びその化合物 含有量基準超過 (B1-5 : 170~250mg/kg) 溶出量基準超過 (B1-2 : 0.02~0.05mg/L, B1-5 : 0.02~0.05mg/L)
汚染土壌の体積	581.3m <sup>3</sup> (鉛 : 581.3m <sup>3</sup> )
汚染土壌の運搬の方法	陸運 (自動車) → 海運 (船舶) → 陸運 (自動車) ※ 詳細は運搬計画書参照
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	△△株式会社
汚染土壌の搬出の着手予定日	令和〇年 9月 16日
汚染土壌の搬出の完了予定日	令和〇年 9月 25日
汚染土壌の運搬の完了予定日	令和〇年 10月 24日
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	△△株式会社 △市△区△町△番△号 (TEL:000-000-0000) □□株式会社 □市□区□町□番□号 (TEL:000-000-0000) 株式会社☆☆ ☆市☆区☆町☆番☆号 (TEL:000-000-0000) ※ 詳細は運搬計画書参照
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先 (運搬の際、積替えを行う場合に限る。)	◇◇株式会社 ◇市◇区◇町◇番◇号 (TEL:000-000-0000) ※ 運搬計画書図面参照
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先 (保管施設を用いる場合に限る。)	◇◇株式会社 ◇市◇区◇町◇番◇号 (TEL:000-000-0000) ※ 運搬計画書図面参照
汚染土壌を処理する場合	
要措置区域等の所在地	広島市〇〇区〇〇五丁目1234番の一部 外2筆 (形-〇)
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	株式会社▽▽ ▽▽工場
汚染土壌を処理する施設の所在地	▽市▽区▽町▽番▽号
処理の完了予定日	令和〇年 12月 22日
汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	

届出日より14日以降の日付としてください。

搬出の完了日から30日以内の日付としてください。

運搬の完了日から60日以内の日付としてください。  
契約書の委託期間内の日付としてください。

届出後に計画が変更した場合は、  
変更届出書の提出が必要となりますので  
事前に必ず環境保全課へご相談ください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

株式会社〇〇〇〇広島事務所土壤汚染除去工事

汚染土壤運搬計画書

令和〇年〇〇月

## 目次

1. 目的
2. 概要
  - 2.1 工場又は事業場の名称
  - 2.2 位置図
  - 2.3 土地の形質変更をする面積・搬出土量
  - 2.4 土地の形質変更の実施者及び土地所有者
  - 2.5 施工体制
  - 2.6 参考法規等
3. 汚染土壌の場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面
4. 土量集計表
5. 運搬・処理フロー図
6. 汚染土壌の運搬経路図
7. 運搬の基準に対する対応表
8. 自動車等の構造を示した図面及び写真
9. 積替・保管施設の構造を記した書類
  - 9.1 積替・保管施設の構造を記した配置図及び構造図
  - 9.2 積替・保管施設の設備の写真
10. 緊急時の対応及び体制
  11. 使用予定の管理票の写し
  12. 運搬の委託契約書の写し
  13. 汚染土壌処理委託契約書の写し
  14. 汚染土壌処理業許可証の写し

# 記載例

## 1. 目的

本計画は、株式会社〇〇〇〇広島事務所（広島市〇〇区〇〇五丁目1234番の一部 外2筆）の既存建物の解体に伴い、令和〇年〇〇月〇〇日に指定された形質変更時要届出区域において、基準不適合土壌の掘削除去を行うことを目的とする。

## 2. 概要

### 2.1 工場又は事業場の名称

株式会社〇〇〇〇広島事業所

### 2.2 位置図（図1.1のとおり）

広島市〇〇区〇〇五丁目1234番の一部 外2筆（地番）

広島市〇〇区〇〇五丁目1番1号（住居）



### 2.3 土地の形質変更をする面積・搬出土量

形質変更時要届出区域5区画（500m<sup>2</sup>）のうち、2区画（200m<sup>2</sup>）

搬出土量 581.3 m<sup>3</sup>（計画）

### 2.4 土地の形質変更の実施者及び土地所有者

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

所在地：〇市〇区〇町〇番〇号

電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

## 2.5 施工体制

### ①施工者

＊ ＊ 建設株式会社 代表取締役 ＊ ＊ ＊ ＊

所在地： ＊市＊区＊町＊番＊号

電話番号： 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

工事の実施者である届出者と工事施工者が異なる場合は、届出者が工事施工者に委託したことを示す書類を添付してください。

### ②汚染土壌搬出先（汚染土壌処理業許可施設）

株式会社▽▽ ▽▽工場 【許可番号：▽▽▽▽▽▽】

所在地：▽市▽区▽町▽番▽号

電話番号：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

### ③運搬受託者

△△株式会社

所在地：△市△区△町△番△号

電話番号：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

### ④運搬請負者

陸運 株式会社☆☆

所在地：☆☆市☆☆区☆☆町☆☆番☆☆号

電話番号：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

海運 □□株式会社

所在地：□□市□□区□□町□□番□□号

電話番号：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

### ⑤積替え保管先

◇◇株式会社

所在地：◇◇市◇◇区◇◇町◇◇番◇◇号

電話番号：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

## 2.6 参考法規等

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

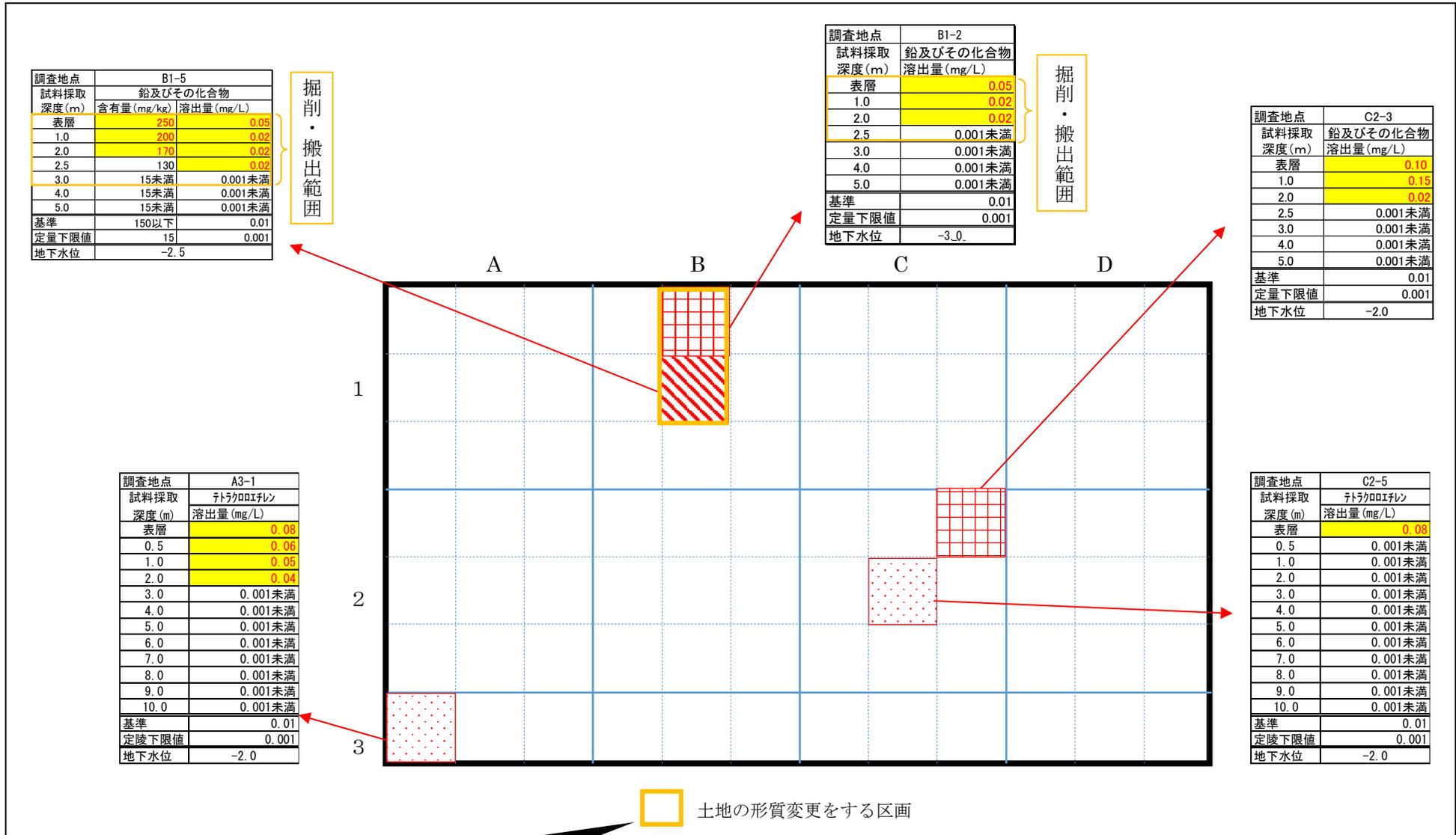
土壌汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）

土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）

汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第 4.2 版）

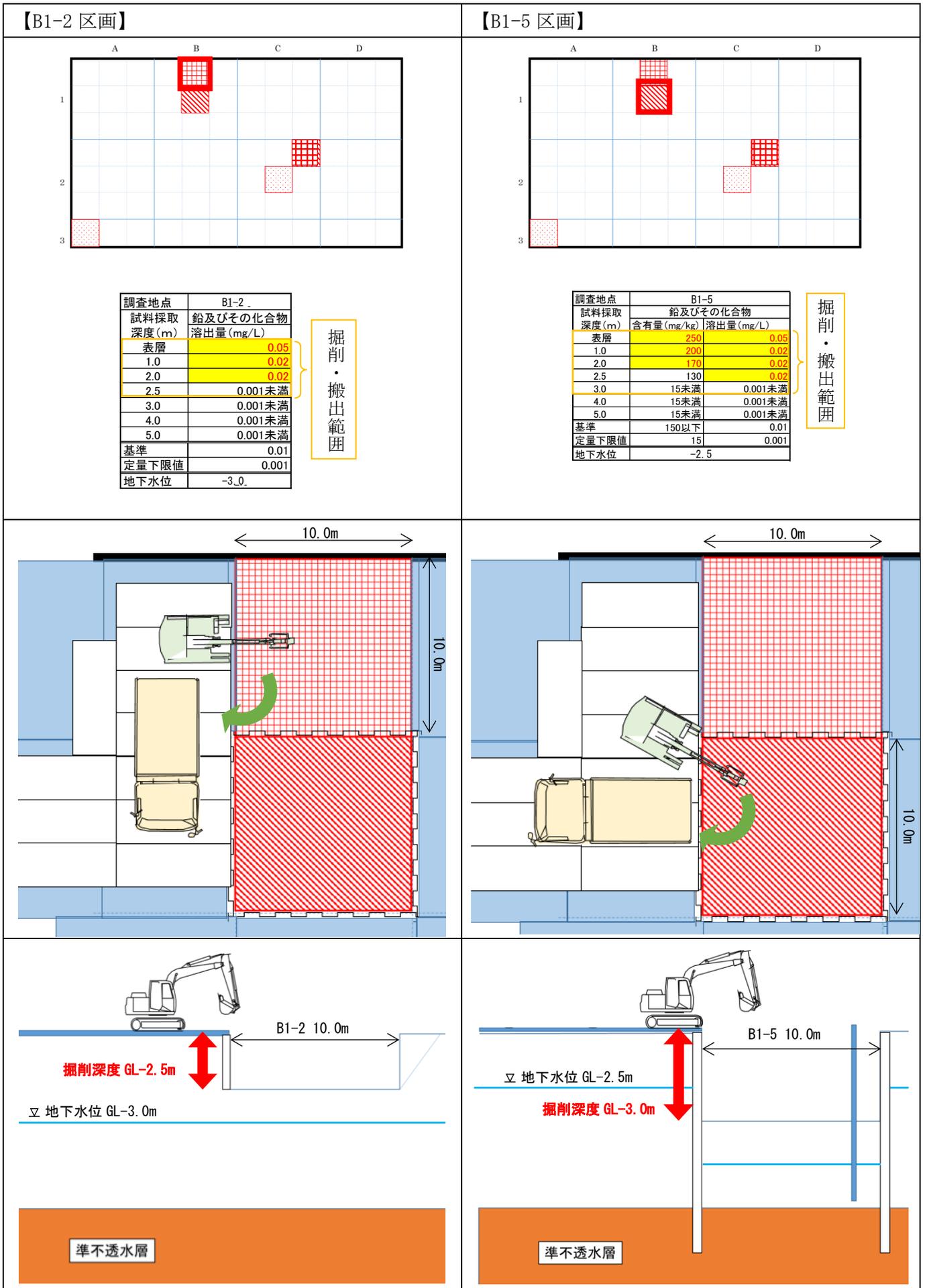
# 記載例

## 3. 汚染土壌の場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面



土地の形質変更をする区画はすべて示してください。

4. 土量集計表



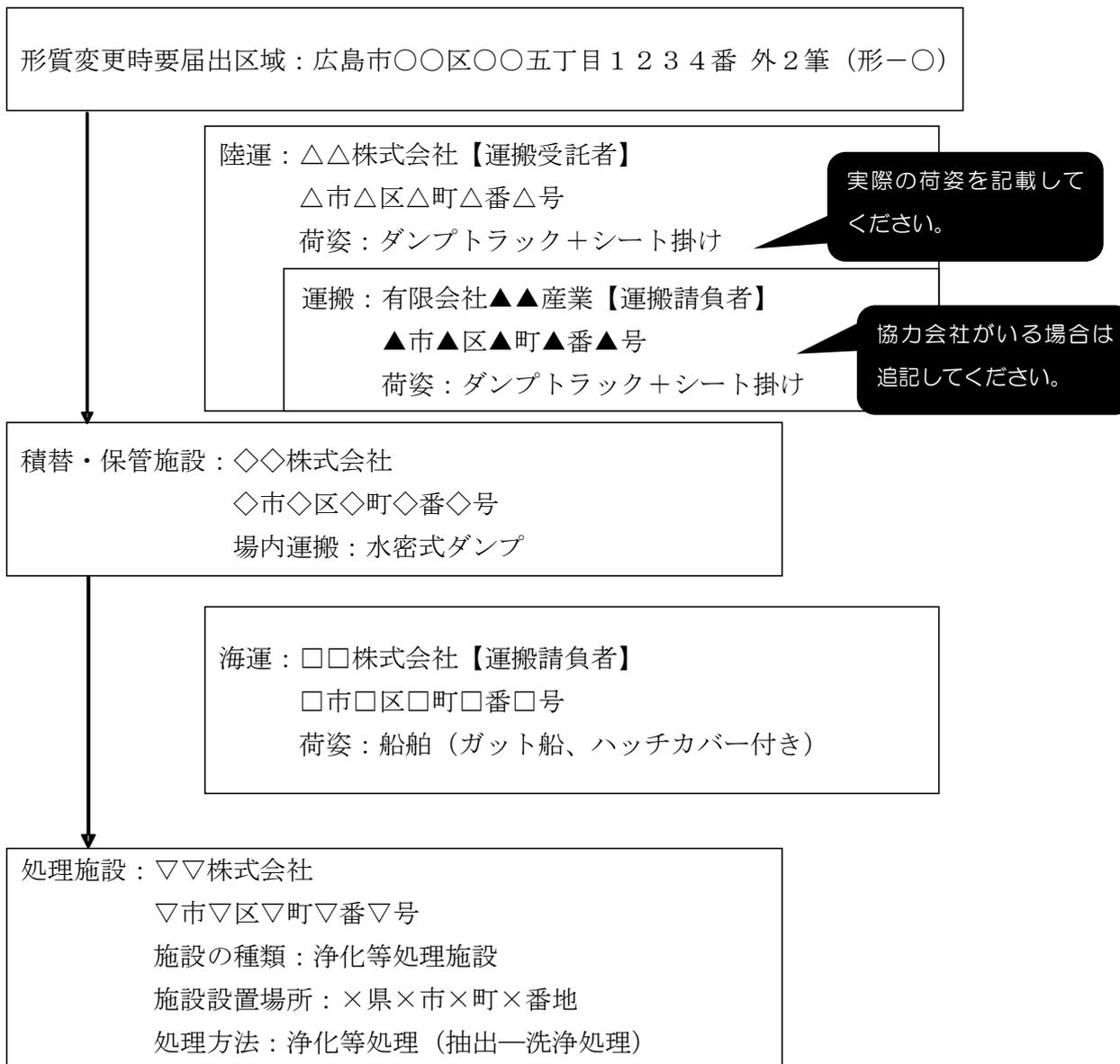
## 記載例

土量集計表

区画	汚染状況	掘削深度 (m)	掘削面積 (m <sup>2</sup> )	土量 (m <sup>3</sup> )		搬出土量
				区画	余掘 (1:1)	
B1-2	鉛及びその化合物 (溶)	2.5	100.0	250.0	31.3	281.3
B1-5	鉛及びその化合物 (溶・含)	3.0	100.0	300.0	0	300.0
計			200.0	550.0	31.3	581.3

法第12条第1項の届出や汚染除去等計画の内容と相違が無いようにしてください。

5. 運搬・処理フロー図



【自動車等の使用者の氏名等及び連絡先・自動車等一覧表】

自動車等の 使用者の名称等	連絡先	車体の形状	汚染土壌の種類	飛散等を防止する 構造
△△株式会社	000-0000	ダンプ 〇〇-〇〇	鉛及びその化合物（溶・含）	バラ積み＋ 浸透防止シート
△△株式会社	000-0000	ダンプ △△-△△	鉛及びその化合物（溶・含）	バラ積み＋ 浸透防止シート
有限会社▲▲産業	000-0000	ダンプ □□-□□	鉛及びその化合物（溶・含）	バラ積み＋ 浸透防止シート
□□株式会社	000-0000	船舶（ガット船） A	鉛及びその化合物（溶・含）	ハッチカバー
□□株式会社	000-0000	船舶（ガット船） B	鉛及びその化合物（溶・含）	ハッチカバー

6. 汚染土壌の運搬経路図

図 6.1 に陸上運搬経路図、図 6.2 に海上運搬経路図を示す。



7. 運搬の基準に対する対応表

<土壌汚染対策法施行規則 第65条>

<p>一 運搬は、次のように行うこと。</p> <p>イ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>ロ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掘削現場に鉄板を敷きタイヤへの汚染土壌の付着を防止します。</li> <li>・ 汚染土壌が付着した場合は敷地内にてタイヤ洗浄を行います。</li> <li>・ 積み込み作業中に粉じん対策が必要な場合は散水を行います。</li> <li>・ 自動車の荷台全面に浸透防止シートがけをします。</li> <li>・ 雨天時や強風時は積み込み作業を中止します。</li> <li>・ 積み込みには低騒音かつ低振動の機材を使用します。</li> <li>・ 積み込み時に悪臭がないことを確認します。</li> <li>・ 自動車等の最大積載量及び法定速度を遵守します。</li> </ul>
<p>二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故を未然に防ぐための注意事項について事前に作業員へ教育を行います。</li> <li>・ 緊急連絡体制、緊急時のマニュアルを作成し、運搬車両に備え付けます。</li> </ul>
<p>三 自動車等及び運搬容器は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダンプトラックの荷台全面に浸透防止シートがけを行います。</li> <li>・ 船倉に天蓋のある船舶を使用します。</li> </ul>
<p>四 運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本産業規格Z八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票（汚染土壌処理業に関する省令第五条第二十三号及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、第五条第二十三号の管理票をいう。以下この条において同じ。）を備え付けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用する自動車の両側面に、140ポイント以上の大きさの文字で「汚染土壌運搬車両」と表示します。</li> <li>・ 使用する船舶の両側面に、縦横20cm以上、太さ2cm以上、間隔3cm以上の大きさで、文字色を黒、地色を黄で「汚染土壌運搬船」と表示します。</li> <li>・ 使用する自動車及び船舶に管理票を備え付けます。</li> </ul>
<p>五 混載等については、次によること。</p> <p>イ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。</p> <p>ロ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合しません。</li> <li>・ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別しません。</li> </ul>

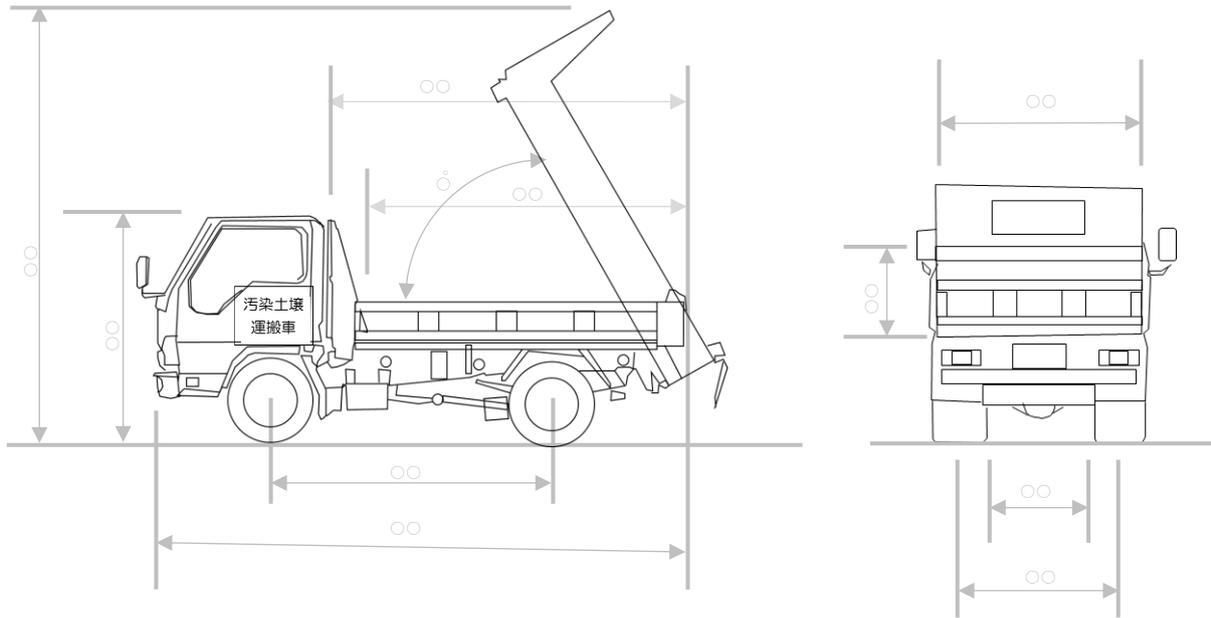
**記載例**

<p>ハ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設において処理する場合（当該汚染土壌を法第二十二条第二項の申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することが可能である場合に限る。）は、この限りでないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌の混載は行いません。</li> </ul>
<p>六 汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること。</p> <p>イ 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。</p> <p>ロ 積替えの場所から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積替えは、周囲に囲いが設けられ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行います。</li> <li>・ 9. 積替・保管施設の構造を記した書類のとおり</li> </ul>
<p>七 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚染土壌の積替えを行う際に積替えのために一時保管を行います。当該施設以外で保管は行いません。</li> </ul>
<p>八 汚染土壌の積替えのために、これを一時的に保管する場合には、次によること。</p> <p>イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。</p> <p>(1) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い（保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。</p> <p>(2) 見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。</p> <p>(イ) 大きさが縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。</p> <p>(ロ) 保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。</p> <p>ロ 当該保管施設からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。</p> <p>(2) 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。</p> <p>(3) 屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9. 積替・保管施設の構造を記した書類のとおり</li> </ul>

**記載例**

<p>九 第六号及び前号の場合であって、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。</p> <p>イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。</p> <p>ロ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。</p> <p>ハ 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。</p> <p>ニ 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること。</p> <p>ホ イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行います。</li> <li>・ 粉塵が生じた場合は散水装置による散水を行います。</li> <li>・ 積み込み時はシートで養生します。</li> <li>・ 締固めを行うことによってその表層を固化します。</li> </ul>
<p>十 汚染土壌の荷卸しは、法第16条第1項、第2項又は第3項の規定により提出した届出書に記載された場所（汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であって、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設）以外の場所で行ってはならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚染土壌の荷卸しは、届出書に記載した◇◇株式会社（◇市◇区◇町◇番◇号）でのみ行います。 (積替・保管施設)</li> </ul>
<p>十一 汚染土壌の引渡しは、法第16条第1項、第2項又は第3項の規定により提出した届出書に記載された者（汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者）以外に行ってはならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚染土壌の引渡しは、届出書に記載した▽▽株式会社（▽市▽区▽町▽番▽号）でのみ行います。 (処理施設)</li> </ul>
<p>十二 汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日（汚染土壌処理業に関する省令第5条第22号ロ及び第13条第1項第一号に規定する場合にあつては、同号の汚染土壌処理施設外への搬出の日）から三十日以内に終了すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から三十日以内に終了します。</li> </ul>
<p>十三 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認します。</li> <li>・ 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬担当者の氏名を記載します。</li> </ul>
<p>十四 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付します。</li> </ul>
<p>十五 当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚染土壌運搬契約において、汚染土壌の運搬を他人に委託しません。</li> </ul>

8. 自動車等の構造を記した図面及び写真



【前面】



【側面】



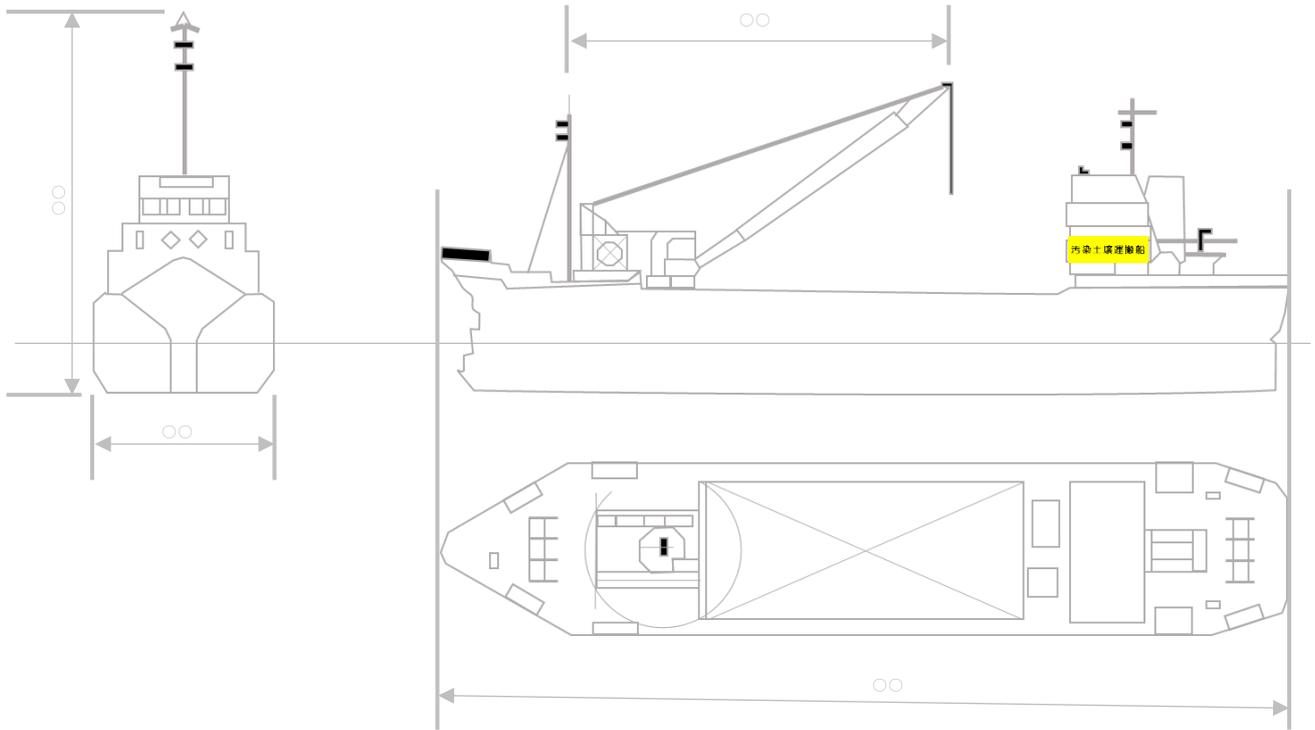
【後面】

汚染土壌  
運搬車

側面に 140 ポイント以上で表示

図 シート掛けトラック

記載例



【前面】



【側面】



【後面】

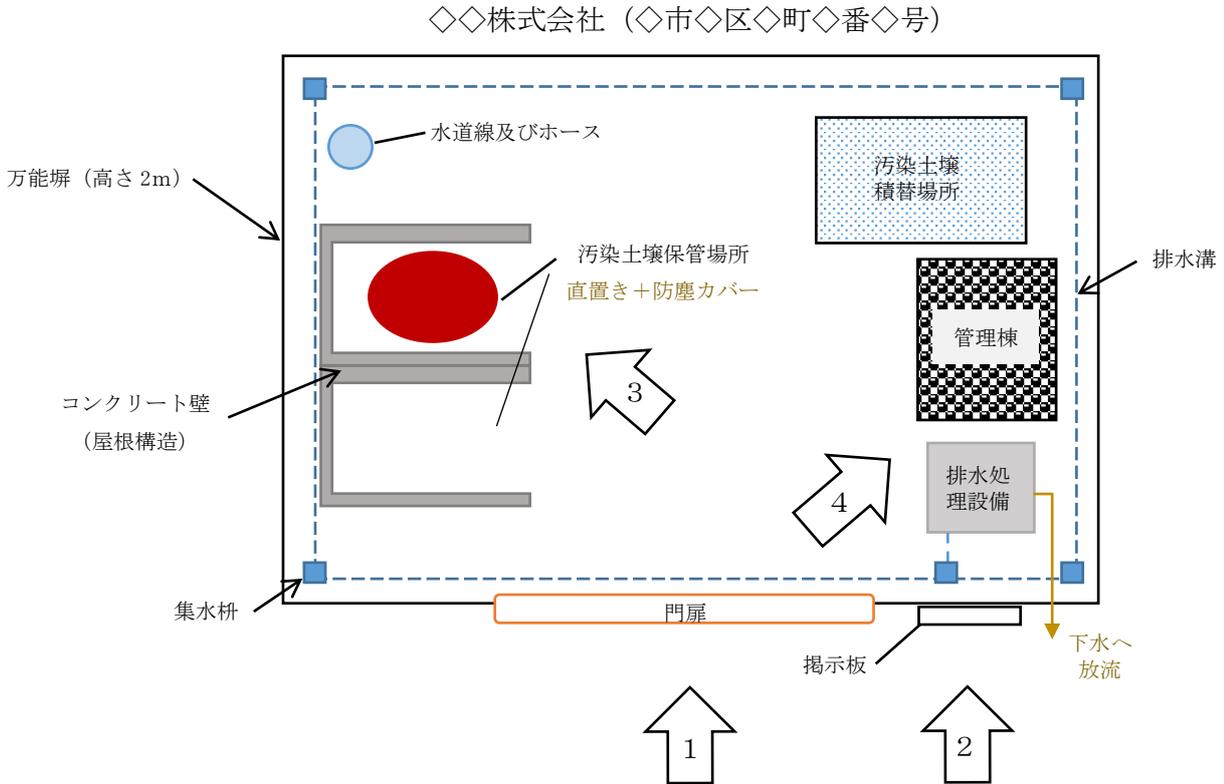


側面に縦横 20cm 以上、太さ 2cm 以上、  
間隔 3cm 以上で表示

図 船舶（ガット船）

9. 積替・保管施設の構造を記した書類

9.1 積替・保管施設の構造を記した配置図及び構造図



9.2 保管施設の設備の写真



【施設全景】



【積替保管施設の掲示】



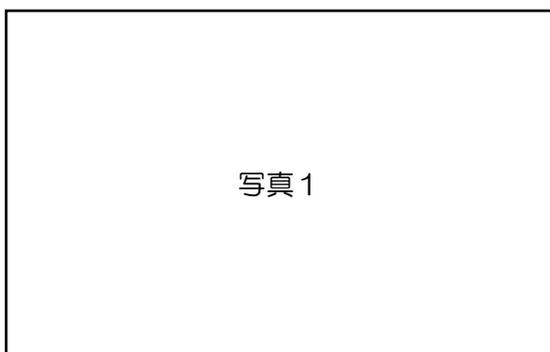
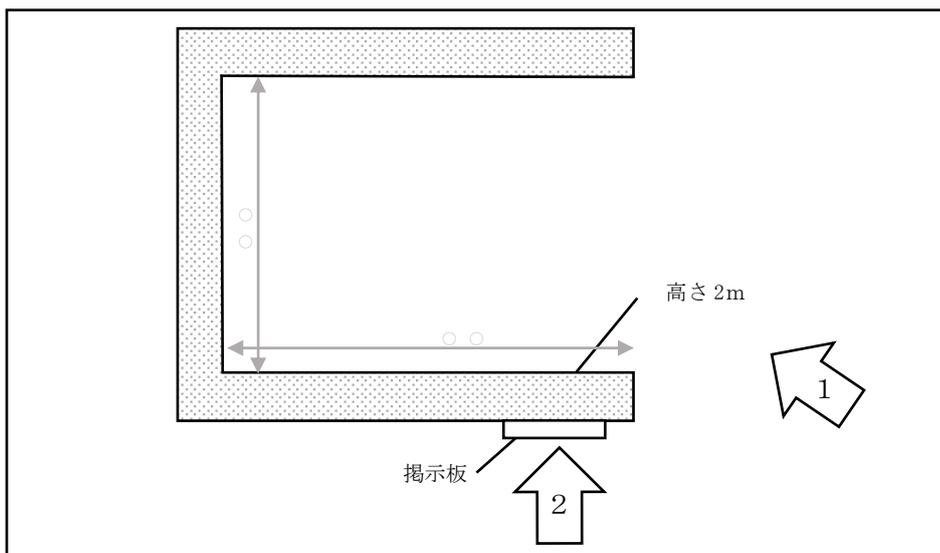
【保管場所】



【排水処理設備等】

9.3 積替場所の図面及び写真

◇◇株式会社 (◇市◇区◇町◇番◇号)



【積替施設全景】



【掲示板】

	積替施設	保管施設
施設の囲い	埠頭に位置し、かつ敷地周囲は高さ2mの壁で囲まれているため、関係者以外の者はみだりに立入できない。	埠頭に位置しており、関係者以外のみだりに立入できない。 保管場所は、3面囲い+屋根構造
施設の表示	管理者名称と連絡先を記載した「汚染土壌積替・保管施設」の掲示板を施設入口門扉脇に設置	
飛散等及び悪臭の発散の防止措置	積替時には適宜散水等による飛散防止を行う。また、船と施設の隙間から汚染土壌が海に落ちないように、シート養生を行う。	汚染土壌を浸透防止シートで覆う。悪臭が発生する汚染土壌については、フレキシブルコンテナバッグ(内袋あり)のまま保管する。
排ガス管理	第一種特定有害物質による汚染土壌については、フレキシブルコンテナバッグ(内袋あり)で密閉するため、排ガスは発生しない。	
地下浸透防止措置	敷地全体が厚さ15cmのセメント・コンクリートで舗装されている。	
排水管理 (一時保管する場合)	含水率の高い土壌は運搬しないが、集中豪雨等により雨水の侵入のおそれがあるため、排水処理設備を設置	

## 記載例

### 10. 緊急時の対応及び体制

事故などによる緊急時には、緊急時対応マニュアルに基づき、必要な応急措置、防災対策を取ります。

#### (1) 関係機関への連絡

- ・ 作業員等は、自動車等を安全な場所に止め、又は、作業を中止し、直ちに応急措置を講じ、付近の者に警告を行うとともに、緊急連絡先に連絡し、その指示に従います。

#### (2) 流出・拡散等の防止

- ・ 作業員等は、必要に応じて、適切な保護具を着用し、飛散・流出した汚染土壌を回収します。

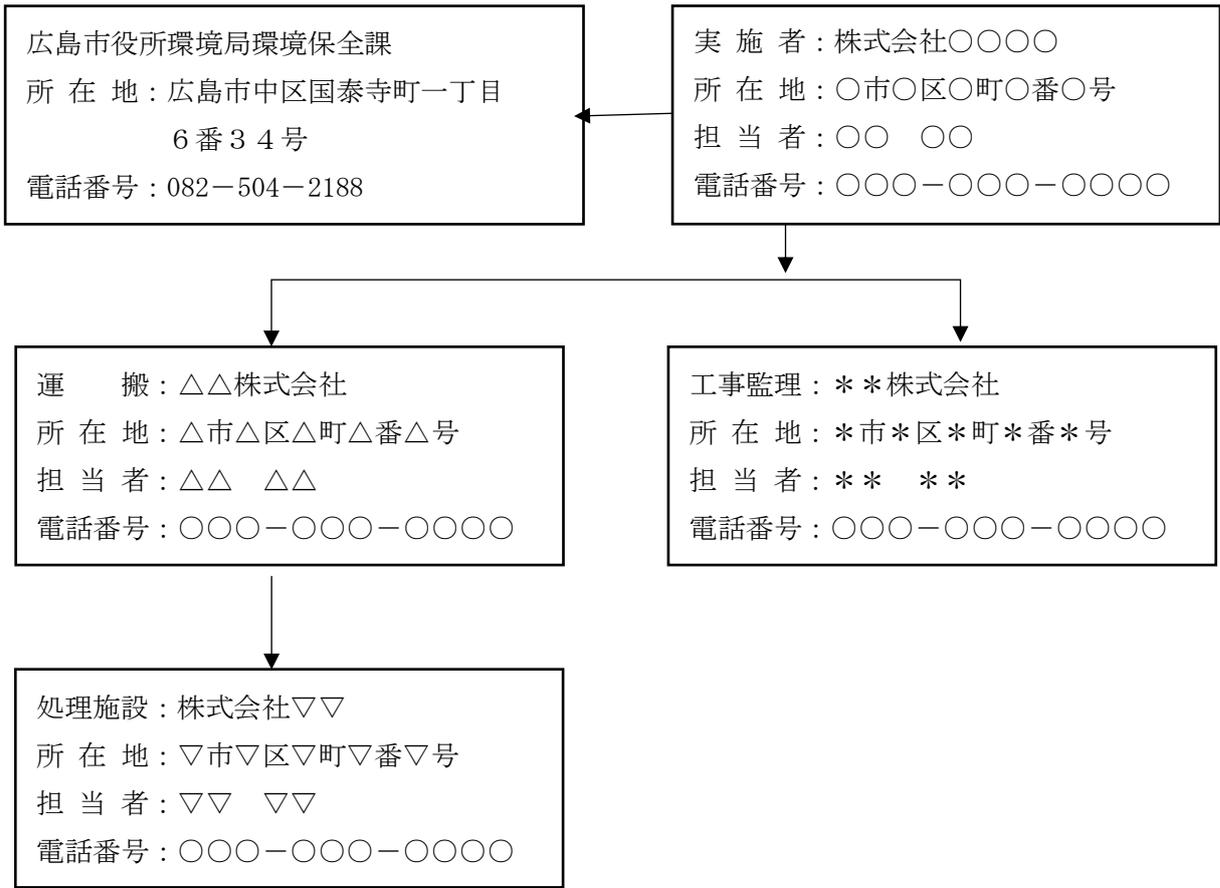
#### (3) 環境モニタリング調査等

- ・ 汚染土壌が公共用水域又は土壌に飛散・流出し、又は大気に揮散された場合には、原因者が都道府県等と協議し、環境モニタリング調査等、必要な措置を講じます。

### 緊急時対応マニュアル

特定有害物質名	鉛及びその化合物	
緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エンジンを停止する。</li> <li>・ (株)〇〇組 〇〇に連絡を行い、その指示に従う。</li> <li>・ 漏洩時は危険でなければ安全を確認し、シート等で流出を防止する。</li> </ul>	
緊急通報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (株)〇〇組 〇〇 (080-1234-5678)</li> <li>・ いつ 〇〇時〇〇分頃</li> <li>・ どこで 〇〇市〇〇地区〇〇道、〇〇線付近で</li> <li>・ 何が 鉛汚染土壌が</li> <li>・ どうした 飛散した。 / 流出した。</li> <li>・ けが人は けが人がいます。 / けが人はいません。</li> <li>・ 私の名前は 〇〇会社 □□ □□ です。</li> </ul>	
緊急連絡	連絡先 : 担当者 : 電話 :	
漏洩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こぼれた土壌は飛散しないようにして回収する。</li> <li>・ シャベル等を用いて、回収する。</li> <li>・ 危険でなければ漏れを止める。</li> <li>・ 排水溝、下水口、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。</li> </ul>	
暴露・接触時の 応急処置	眼	直ちに多量の流水で15分以上洗顔し、その際まぶたを指でよく開いて、眼球・まぶたの中の隅々まで水がよく行き渡るようにして洗う（コンタクトレンズをはずす）。速やかに眼科医の治療を受ける。医師の指示なしに目薬塗り薬等を用いてはならない。
	皮膚	直ちに多量の水で石けんを用いて十分に洗う。
	口から	口をすぐにすすぐ。安静にして病院へ運ぶ。
事後処置	緊急処置が終了した後は、(株)〇〇組 〇〇 (080-1234-5678) へ連絡する。	

緊急時連絡体制



# 記載例

## 1 1. 使用予定の管理票の写し

様式第二十九 (第六十七条第二項関係)			管理票 (A票)			整理番号																																																																												
<small>管理票交付者</small> 氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名 住所及び連絡先	**建設株式会社 代表取締役 ** ** **市**区**町**番**号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	<small>委託者</small> 氏名又は名称 住所及び連絡先	△△株式会社 △市△区△町△番△号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	<small>受託者 (委託先)</small> 氏名又は名称 住所及び連絡先	株式会社▽▽ △▽工場 △市▽区▽町▽番▽号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	<small>交付担当者の氏名</small> _____	<small>交付年月日</small> _____年 ____月 ____日	<small>交付番号</small> _____																																																																										
	<small>汚染土壌の特定有害物質による汚染状態</small> (※該当欄に濃度又はレ点を記入)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>抽出量</th> <th>抽出量</th> <th>抽出量</th> <th>抽出量</th> <th>抽出量</th> <th>抽出量</th> <th>抽出量</th> </tr> <tr> <th>超過</th> <th>基準超過</th> <th>超過</th> <th>基準超過</th> <th>超過</th> <th>基準超過</th> <th>超過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> クロロエチレン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエタン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 四塩化炭素</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> トリクロロエチレン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 六価クロム化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> ベンゼン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> シアン化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> シマジン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 水素及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエチレン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> チオベンカルブ</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> セレン及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロパン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> チウラム</td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 鉛及びその化合物</td> <td>0.05mg/L</td> <td>250mg/kg</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ジクロロメタン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> PCB</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 有機リン化合物</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 汞及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		抽出量	抽出量	抽出量		抽出量	抽出量	抽出量	抽出量	超過	基準超過	超過	基準超過	超過	基準超過	超過	<input type="checkbox"/> クロロエチレン		<input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエタン		<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物			<input type="checkbox"/> 四塩化炭素		<input type="checkbox"/> トリクロロエチレン		<input type="checkbox"/> 六価クロム化合物			<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン		<input type="checkbox"/> ベンゼン		<input type="checkbox"/> シアン化合物			<input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン		<input type="checkbox"/> シマジン		<input type="checkbox"/> 水素及びその化合物			<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエチレン		<input type="checkbox"/> チオベンカルブ		<input type="checkbox"/> セレン及びその化合物			<input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロパン		<input type="checkbox"/> チウラム		<input checked="" type="checkbox"/> 鉛及びその化合物	0.05mg/L	250mg/kg	<input type="checkbox"/> ジクロロメタン		<input type="checkbox"/> PCB		<input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物			<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン		<input type="checkbox"/> 有機リン化合物		<input type="checkbox"/> 汞及びその化合物			<input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン				<input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物		
抽出量	抽出量	抽出量	抽出量	抽出量	抽出量	抽出量																																																																												
超過	基準超過	超過	基準超過	超過	基準超過	超過																																																																												
<input type="checkbox"/> クロロエチレン		<input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエタン		<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物																																																																														
<input type="checkbox"/> 四塩化炭素		<input type="checkbox"/> トリクロロエチレン		<input type="checkbox"/> 六価クロム化合物																																																																														
<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン		<input type="checkbox"/> ベンゼン		<input type="checkbox"/> シアン化合物																																																																														
<input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン		<input type="checkbox"/> シマジン		<input type="checkbox"/> 水素及びその化合物																																																																														
<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエチレン		<input type="checkbox"/> チオベンカルブ		<input type="checkbox"/> セレン及びその化合物																																																																														
<input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロパン		<input type="checkbox"/> チウラム		<input checked="" type="checkbox"/> 鉛及びその化合物	0.05mg/L	250mg/kg																																																																												
<input type="checkbox"/> ジクロロメタン		<input type="checkbox"/> PCB		<input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物																																																																														
<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン		<input type="checkbox"/> 有機リン化合物		<input type="checkbox"/> 汞及びその化合物																																																																														
<input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン				<input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物																																																																														
<small>委託区域等の所在地 (市町村等)</small> 広島市〇〇区〇〇五丁目 1234 番の一部 外 2 筆	<small>積替え場所</small> <input checked="" type="checkbox"/> <small>保管場所</small> <input checked="" type="checkbox"/>	<small>積替え又は保管場所</small> 名称及び所在地 所寄者の氏名又は名称 住所及び連絡先 ◇◇株式会社 ◇市◇区◇町◇番◇号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	<small>自動車等の番号及び運搬担当者の氏名</small> 自動車等の番号 担当者氏名 〇市〇区〇町〇番〇号 _____年 ____月 ____日	<small>運搬区間</small> 広島市〇〇区〇〇五丁目 1234 番の一部 外 2 筆 ◇市◇区◇町◇番◇号 _____年 ____月 ____日 ↓ ◇市◇区◇町◇番◇号 _____年 ____月 ____日 ↓ △市△区△町△番△号 _____年 ____月 ____日	<small>引渡し年月日</small> _____年 ____月 ____日																																																																													
<small>汚染土壌処理施設の名称及び所在地</small> 名称 所在地 許可番号 株式会社▽▽ △▽工場 △市▽区▽町▽番▽号	<small>引渡しを受けた者の氏名</small> _____	<small>処理担当者の氏名</small> _____	<small>処理方法</small> 浄化等 (抽出-洗浄)	<small>処理終了年月日</small> _____年 ____月 ____日																																																																														
<small>委託者からの返送確認日</small> _____年 ____月 ____日	<small>処理委託者からの返送確認日</small> _____年 ____月 ____日	<small>備考</small> _____																																																																																

1 2. 運搬の委託契約書の写し

※添付してください。

1 3. 汚染土壌処理委託契約書の写し

※添付してください。

1 4. 汚染土壌処理業許可証の写し

※添付してください。

参 考

対象物質と基準

特定有害物質(法第2条)		基準(法第6条第1項第1号)		地下水基準 (単位:mg/l) (施行規則別表第二)	
		土壌溶出量基準 (単位:mg/l)	土壌含有量基準 (単位:mg/kg)		
クロロエチレン	(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	0.002 以下	—	0.002 以下	
四塩化炭素		0.002 以下	—	0.002 以下	
1,2-ジクロロエタン		0.004 以下	—	0.004 以下	
1,1-ジクロロエチレン		0.1 以下	—	0.1 以下	
1,2-ジクロロエチレン		0.04 以下	—	0.04 以下	
1,3-ジクロロプロペン		0.002 以下	—	0.002 以下	
ジクロロメタン		0.02 以下	—	0.02 以下	
テトラクロロエチレン		0.01 以下	—	0.01 以下	
1,1,1-トリクロロエタン		1 以下	—	1 以下	
1,1,2-トリクロロエタン		0.006 以下	—	0.006 以下	
トリクロロエチレン		0.01 以下	—	0.01 以下	
ベンゼン		0.01 以下	—	0.01 以下	
カドミウム及びその化合物		(第2種特定有害物質) 重金属等	0.003 以下	45 以下	0.003 以下
六価クロム化合物			0.05 以下	250 以下	0.05 以下
シアン化合物	検出されないこと		50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと	
水銀及びその化合物 (うちアルキル水銀)	0.0005 以下 (かつ、アルキル水銀は 検出されないこと)		15 以下	0.0005 以下 (かつ、アルキル水銀は 検出されないこと)	
セレン及びその化合物	0.01 以下		150 以下	0.01 以下	
鉛及びその化合物	0.01 以下		150 以下	0.01 以下	
ヒ素及びその化合物	0.01 以下		150 以下	0.01 以下	
ふっ素及びその化合物	0.8 以下		4000 以下	0.8 以下	
ほう素及びその化合物	1 以下		4000 以下	1 以下	
シマジン	0.003 以下		—	0.003 以下	
チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下		
チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下		
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	(第3種特定有害物質) 農薬等	検出されないこと	—	検出されないこと	
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN)		検出されないこと	—	検出されないこと	

## 土壌汚染対策法（抜粋）

（汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令）

第十六条 要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壌（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたとものを除く。以下「汚染土壌」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

- 一 当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- 二 当該汚染土壌の体積
- 三 当該汚染土壌の運搬の方法
- 四 当該汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称
- 五 当該汚染土壌を処理する場合にあっては、当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
- 六 当該汚染土壌を処理する場合にあっては、当該汚染土壌を処理する施設の所在地
- 七 当該汚染土壌を第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地
- 八 当該汚染土壌を第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする要措置区域等の所在地
- 九 当該汚染土壌の搬出の着手予定日
- 十 その他環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 略

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 一 運搬の方法が次条の環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること。
- 二 第十八条第一項の規定に違反して当該汚染土壌の処理を第二十二条第一項の許可を受けた者（以下「汚染土壌処理業者」という。）に委託しない場合 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。（運搬に関する基準）

（運搬に関する基準）

第十七条 要措置区域等外において汚染土壌を運搬する者は、環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。

（汚染土壌の処理の委託）

第十八条 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一～五 略

2～3 略

第十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置

その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 第十七条の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者

二 前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）

（管理票）

第二十条 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者は、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託した者（当該委託が汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者）に対し、当該委託に係る汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

2～9 略

#### 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）（抜粋）

（台帳）

第五十八条 法第十五条第一項の台帳は、帳簿及び図面をもって調製するものとする。

2～9 略

10 帳簿の記載事項、図面又は書類に変更があったときは、都道府県知事は、速やかにこれを訂正しなければならない。

（汚染土壌の搬出の届出）

第六十一条 法第十六条第一項の届出は、様式第二十六による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面

二 土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

三 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票（法第二十条第一項に規定する管理票をいう。以下同じ。）の写し

四 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等（法第五十四条第三項に規定する自動車等をいう。以下同じ。）の構造を記した書類

五 運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類

六 汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる書類

イ 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者（法第十六条第四項第二号に規定する汚染土壌処理業者をいう。以下同じ。）に委託したことを証する書類

ロ 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第二十二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壌処理業に関する省令第十七条第一項に規定する許可証をいう。第六十四条第二項第五号ロにおいて同じ。）の写し

七 汚染土壌を法第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

イ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、他の自然由来等形質変更時要届出区域（以下「搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域」という。）内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面

□ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況が第六十五条の二に規定する基準に該当することを証する書類

ハ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の地質が第六十五条の三に規定する基準に該当することを証する書類

二 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、第六十五条の四に規定する要件に該当することを証する書類

ホ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に他人に使用させる場合にあっては、その旨を証する書類

八 汚染土壌を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

イ 一の要措置区域から搬出された汚染土壌を他の要措置区域（以下「搬出先の要措置区域」という。）内の土地の形質の変更又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を他の形質変更時要届出区域（以下「搬出先の形質変更時要届出区域」という。）内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面

□ 要措置区域及び搬出先の要措置区域又は形質変更時要届出区域及び搬出先の形質変更時要届出区域が一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類

第六十二条 法第十六条第一項第十号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 汚染土壌の搬出及び運搬の完了予定日

三 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先

四 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

五 前条第二項第五号の場合における当該保管の用に供する施設（以下「保管施設」という。）の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

六 汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる事項

イ 要措置区域等の所在地

□ 処理の完了予定日

七 汚染土壌を法第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項

イ 自然由来等形質変更時要届出区域の所在地

□ 当該土地の形質の変更の完了予定日

八 汚染土壌を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項

イ 要措置区域等の所在地

□ 当該土地の形質の変更の完了予定日

（運搬に関する基準）

第六十五条 法第十七条第一項の規定による汚染土壌の運搬の基準は、次のとおりとする。

一 運搬は、次のように行うこと。

イ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。

□ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当

該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

三 自動車等及び運搬容器は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。

四 運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本工業規格Z八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票（汚染土壌処理業に関する省令第五条第二十三号及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、第五条第二十三号の管理票をいう。以下この条において同じ。）を備え付けること。

五 混載等については、次によること。

イ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。

ロ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくすその他の物を分別してはならないこと。

ハ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設において処理する場合（当該汚染土壌を法第二十二条第二項の申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することが可能である場合に限る。）は、この限りでないこと。

六 汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること。

イ 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。

ロ 積替えの場所から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

七 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。

八 汚染土壌の積替えのために、これを一時的に保管する場合には、次によること。

イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

（１）特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い（保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

（２）見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。

（イ）大きさが縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

（ロ）保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。

ロ 当該保管施設からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。

（１）保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。

（２）汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。

（３）屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。

九 第六号及び前号の場合であって、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。

- イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。
  - ロ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。
  - ハ 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。
  - ニ 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること。
  - ホ イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。
- 十 汚染土壌の荷卸しは、法第十六条第一項、第二項又は第三項の規定により提出した届出書に記載された場所（汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であって、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設）以外の場所で行ってはならないこと。
- 十一 汚染土壌の引渡しは、法第十六条第一項、第二項又は第三項の規定により提出した届出書に記載された者（汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者）以外に行ってはならないこと。
- 十二 汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日（汚染土壌処理業に関する省令第五条第二十二号ロ及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、同号の汚染土壌処理施設外への搬出の日）から三十日以内に終了すること。
- 十三 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。
- 十四 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。
- 十五 当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。

汚染土壌の区域外搬出届出書

年 月 日

(あて先)

広島市長

届出者

〔氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつては、その代表者の氏名〕

土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次のとおり届け出ます。

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
汚染土壌の体積	
汚染土壌の運搬の方法	
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	
汚染土壌の搬出の着手予定日	
汚染土壌の搬出の完了予定日	
汚染土壌の運搬の完了予定日	
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限る。）	
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限る。）	
汚染土壌を処理する場合	
要措置区域等の所在地	
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	
汚染土壌を処理する施設の所在地	
処理の完了予定日	
汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



問合せ先

広島市環境局環境保全課水質係  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
電話 504-2188  
FAX 504-2229  
MAIL [ka-hozen@city.hiroshima.lg.jp](mailto:ka-hozen@city.hiroshima.lg.jp)